

口永良部島の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。

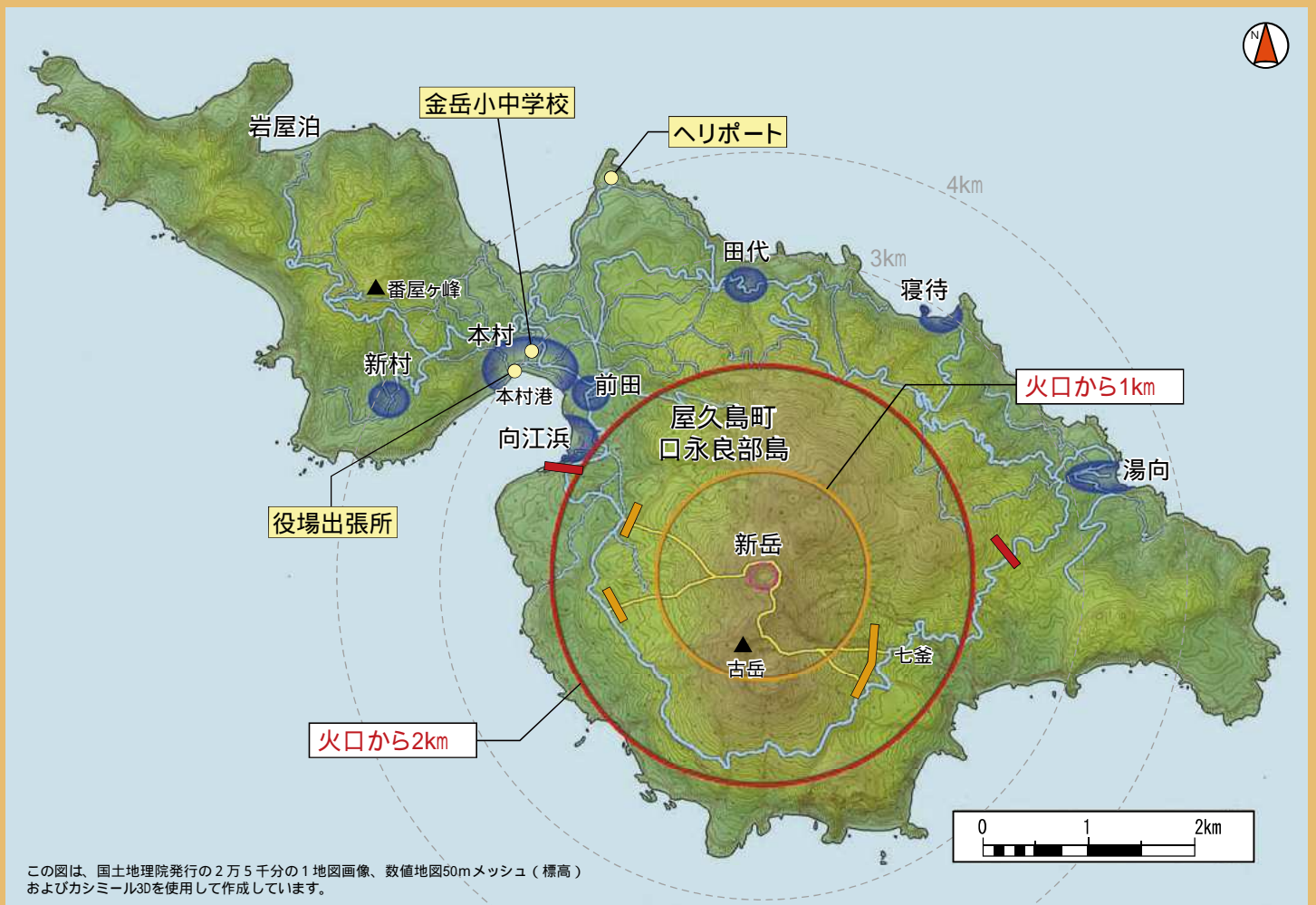
各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。

対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



口永良部島 南側上空から撮影 第十管区海上保安部の協力による

口永良部島 噴火警戒レベルに対応した規制範囲



この図は、国土地理院発行の2万5千分の1地図画像、数値地図50mメッシュ（標高）およびカシミール3Dを使用して作成しています。

噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。

レベル5（避難）：危険な居住地域からの避難

レベル4（避難準備）：警戒が必要な居住地域での避難準備。要援護者は避難等。

レベル3（入山規制）：火口から概ね2km以内の立入禁止 ○ の範囲内

レベル2（火口周辺規制）：火口から概ね1km以内の立入禁止 ○ の範囲内

レベル1（活火山であることに留意）：状況に応じて火口内への立入規制等。

— : 一般道

— : 登山道

○ : 新岳火口

○ : 居住区域

— : レベル3の規制箇所

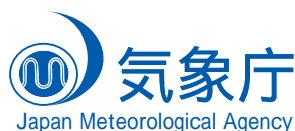
— : レベル2の規制箇所

この図は口永良部島防災情報図（鹿児島県地域防災計画）を元に屋久島町等と調整して作成しています。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については屋久島町にお問い合わせください。



本冊子は、植物油インクを使用しています。



問い合わせ先

福岡管区气象台 地域火山監視・警報センター
TEL: 092-725-3606 <http://www.jma-net.go.jp/fukuoka/>

鹿児島地方气象台 TEL: 099-250-9916
<http://www.jma-net.go.jp/kagoshima/>

口永良部島火山防災連絡事務所 TEL: 0997-49-4531



口永良部島の噴火警戒レベル

予報 警報	対象 範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山 者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	噴火が発生し、噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達、あるいはそのような噴火の発生が切迫している。 過去事例 1966年11月：噴石が火口から約3.5kmまで飛散
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要。	噴火が拡大し、噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達することが予想される。 過去事例 1931年4月：新岳火口から約2kmまで噴石飛散 1841年8月：新岳火口から約2kmまで噴石飛散
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	噴石が火口から概ね2km以内に飛散、あるいは小噴火の拡大等により飛散が予想される。 過去事例 1968年12月～1969年3月：噴石飛散 1945年11月、1933年12月：新岳で割れ目噴火、火口から約1.9kmまで噴石飛散
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	小噴火が発生し、火口から概ね1km以内に噴石飛散。 1980年9月の噴火事例 新岳で割れ目噴火、火口から約700mまで噴石飛散 小噴火の発生が予想される。 過去事例 2006年9月の山体膨張 1996年3月、1999年8月、2000年1月、2003年2～4月の火山性地震増加 1932年7月：噴煙活動活発化
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	火山活動は静穏、状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性あり。 過去事例 2003年11月～2004年1月の状態

注) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。